ベビーシッター派遣事業

割引券画面操作マニュアル(利用者向け)

WEBサイト 推奨環境について

サイト別推奨環境

割引券サイト(スマートフォンのみ)

Android5.0 以降 11 以下 iOS12 以降 14 以下

注意事項
※IE(インターネットエクスプローラー)は対応しておりませんのでご注意ください



1. 電子割引券画面の流れ ①

【利用イメージ】 利用者のスマートフォン(以下、スマホ)にて 承認事業主担当者より提供された割引券URLをタップすると割引券画面 (以下)が表示されます



割引券利用方法(以下いずれか)

- ⑦スマホ側でベビーシッターが提示するQRコードを読取り認証
- **④スマホ側でSPサービス店舗識別コード入力**



1. 電子割引券画面の流れ ②

必要事項入力画面



利用登録確認画面



取引完了画面



2. 電子割引券画面詳細 登録内容について ①

画面A ベビーシッター派遣事業割引券 中小企業 ACSAテスト 2200円券 1枚 【ご経認事項】※この枠内を最後までスクロールし、「同意します」にチェックを入れてください。 2024/03/05 ~ 2024/03/31 ご利用における注意事項 ※必ずお読みください※ 本電子割引券の入力について、ベビーシッターを利用する当日に行ってください。正当な理由なくベビーシ ッターを利用した日でなく後日入力した場合や、入力項目が不足しているなどにより割引の対象とならない 含みません。また、同一家庭以外の子を含む送迎も対象外となります。なお、いずれの場合においても ベビーシッターの保育記録は必要です。 6. ベビールーム(ベビーシッター事業者が運営するものを含む。)等での集団保育やベビーシッター の目宅等での保育では使用できません。 7. 掃除、洗濯、炊事等の家事サービスには使用できません。 8. 他の人に譲って使用させることはできません。 進みます ✓ 上記内容を確認し同意します ※上記ご確認事項を最後までスクロールするとチェックを入れることができます 「職員名」が自身の チケットコード 6753 氏名になっているか

原則、ご利用当日に 利用登録をお願いします。

ご利用可能期間を確認します 期間外の利用日は登録できません

QR読み取り画面に

確認します

枠内を最後までスクロールすると 「上記内容を確認し同意します」 にチェックを入れることができます。

チェックを入れることで「チケットを 利用する」ボタンが押せるようにな ります。

承認番号

承認事業主名

9000091

四谷 三津子



3. 電子割引券画面詳細 登録内容について ②





SPサービス店舗識別コード (7桁英数混合) を入力して「進む」をクリックすると、次ページの情報入力ページへ進みます ※SPサービス店舗識別コードはベビーシッター事業者にご確認ください



3. 電子割引券画面詳細 登録内容について ③

利用情報登録画面



※未来日は入力できません。 過去日は前月分まで入力可能です。

利用開始日時

日にちはカレンダーボタンから、 時刻はプルダウンから選択

利用終了日時

日にちはカレンダーボタンから、 時刻はプルダウンから選択

対象児童氏名

フルネームで入力 ※きょうだいで利用する際も 1名のみ入力します

対象児童生年月日

カレンダーボタンから選択





3. 電子割引券画面詳細 登録内容について ④

確認画面



登録内容を確認し 「利用する(確定)」をクリックして完了 ※確定後は入力内容の確認ができなくなるため、 必ずこの確認画面のスクリーンショットを取る等して 内容の控えを保存してください。

入力内容を誤った場合は、利用者自身での変更はできません。必ず、登録内容に誤りがないかご確認のうえ、確定してください。

SPサービス店舗識別コードを誤って入力された場合 ご利用のベビーシッター会社にて利用確認ができません。 誤って登録されたベビーシッター会社またはサポートデスクへ チケットの利用キャンセルをご依頼ください。 その際、チケットコード・認証IDが必要になります。

その他の項目は承認事業主担当者または ご利用のベビーシッター会社へ修正をご依頼ください。 その際、チケットコード・認証IDが必要になります。

4. 電子割引券 ご利用時の注意事項

【通常分】本電子割引券の利用条件は以下のとおりです。

- 1. 企業から交付された利用者本人が使用できます。
- 2. 利用者が監護する児童について、配偶者がいない又は配偶者の就労、病気療養、求職活動、就学、職業訓練等によりベビーシッターを利用しなければ労働者が就労すること (職場への復帰を含む) が困難な場合に限り使用できます。
- 3. 対象児童1人につき1日(回)2枚使用できます。ただし、1ヶ月に1家庭24枚まで、1年間に1家庭280枚まで使用できます。
- 4. 乳幼児又は小学校3年生までの児童、その他健全育成上の世話を必要とする小学校6年生までの児童のためにベビーシッターを利用する場合に使用できます。
- 5. 家庭内における保育や世話並びに保育所等への送迎のためにベビーシッターを利用する場合に使用できます。ただし、家庭と保育所等との送迎のみが対象であり、施設間の送迎、塾・習い事への送迎、同一家庭以外の子を含む送迎は対象外となります。また家庭内での保育やお世話とはみなせない長時間の外出も対象外です。なお、いずれの場合においてもベビーシッターの保育記録は必要です。
- 6. ベビールーム (ベビーシッター事業者が運営するものを含む。) 等での集団保育やベビーシッターの自宅等での保育では使用できません。
- 7. 掃除、洗濯、炊事等の家事サービスには使用できません。
- 8. 他の人に譲って使用させることはできません。

本割引券が条件に合った利用か確認してご利用ください。

本事業は子ども子育て拠出金を財源とする予算事業です。ご利用は、一人あたり・一家庭あたりの上限と合わせて

企業毎の年度上限があることをご理解ください。



4. 電子割引券 ご利用時の注意事項

【多胎児分】本電子割引券の利用条件は以下のとおりです。

9,000円券は双子、18,000円券は三つ子以上のお子様が対象です。

- 1. 企業から交付された利用者本人が利用できます。
- 2. 双生児等多胎児を養育している保護者の保育疲れを解消し、リフレッシュを図っていただくためにご使用ください。
- 3. 1家庭につき1日(回)1枚使用できます。ただし、原則として1年間に2枚まで使用することができます。(条件により、1年間に4枚使用できます。)
- 4. ベビールーム(ベビーシッター事業者が運営するものを含む。)等での集団保育やベビーシッターの自宅等での保育では使用できません。
- 5. 掃除、洗濯、炊事等の家事サービスには使用できません。
- 6. 他の人に譲って使用させることはできません。

割引券の利用について多胎児利用の条件を確認してご利用ください。

5. よくある問合せ

割引券URLを開くと「利用期間外となります」と表示される	 ・URLが改行されている等、 途中で切れている場合があります。 URLを確認し、解決しない場合は 承認事業主担当者へURLをご確認ください。 ・承認事業主担当者が利用する職員を 変更している可能性があります。 承認事業主担当者へご確認ください。
1度に2枚利用する場合、利用時間はどのように入力すればいいか	2枚とも同じ利用時間をご入力ください。
きょうだいで利用する場合 どのように入力すればいいか	割引券1枚に対し、児童1名の名前をご入力ください。
チケットコード・認証IDは どこから確認が可能か	割引券URL内の画面下部に記載がございます。